お客様の氏名又は名称: 山田 太郎

担保付ローンファンド 号 匿名組合契約の契約締結時交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の4に基づき、交付させていただくものです。)

- ・この書面には、お客様が締結される金融商品取引契約の内容をご確認いただく ための重要な事項を記載しております。
- ・契約締結に先立ち、お渡しさせていただきました本ローンファンドの「契約締結前交付書面」及び「匿名組合契約約款」と併せて、この書面をよくお読みいただき、契約内容につき改めてご確認いただけますよう宜しくお願い申しあげます。

営業者・第二種金融商品取引業者(関東財務局長(金商)第2601号)

株式会社トラストファイナンス

東京都港区海岸三丁目9番15号

TEL: 03-6453-9952

FAX: 03-6453-9953

Email: support@trust-lending.net URL: http://www.trust-lending.net

金融商品取引業者の商号、名称	商号、名称又は氏名:株式会社トラストファイナンス
立版商品取引来省の商号、石称	尚与、石が久は氏石・林氏芸社ドラスドラアイナラス 本店所在地:〒108-0022 東京都港区海岸三丁目
務所の名称	9番15号 LOOP-X 7階
金融商品取引契約の概要	(1) お客様にご契約いただく金融商品取引契約は、商法
	(明治32年法律第48号)第535条に規定される
	匿名組合契約です。匿名組合契約(以下、「本契約」
	といいます。)とは、出資者が営業者の営業のために
	出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを
	約するものです。
	(2) お客様と営業者が締結する本契約においては、お客様
	が出資者、株式会社トラストファイナンスが営業者と
	なり、お客様は本契約に基づく匿名組合出資持分を取
	得することとなります。
	(3) お客様から出資された金銭は、お客様以外に営業者と
	の間で本契約を締結して、匿名組合出資持分を取得す
	ることとなる出資者からの出資金と合算して、営業者
	が行う金銭の貸付に関する事業(以下、「本営業」と
	いいます。)に充てられます。
	(4) 本営業では、営業者が複数の資金需要者(以下、「本
	借入人」といいます。)との間で個別に金銭消費貸借
	契約(以下、「本貸付契約」といいます。)を締結し、
	本営業のために拠出された出資金を貸し付け、本貸付
	契約に基づく債権(以下、「本貸付債権」といいます。)
	から、その元本返済金及び利息等(利息及び遅延損害
	金等を含む。以下、「回収金」といいます。)の支払い
	を受けるものです。
	(5) 回収金のうち、元本返済金がお客様への出資金の返還
	原資となり、利息等から営業者が受けるべき営業者報
	酬を差し引いた残額がお客様に対する利益分配の原
	資となります。
	※その他の取引に関する内容は後記「取引の内容を適格に
	示すために必要な事項」をご参照ください。
金融商品取引契約の成立年月日	平成 27 年 10 月 29 日
金融商品取引契約に係る手数料	本契約に関して、お客様には以下の手数料をご負担いただ
等に関する事項	 きます。